

# 仕 様 書

## シリンダーキャビネット及びその関連設備の保守点検

### 1. 概要

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の各研究室・実験室で貯蔵する高圧ガス容器(可燃性ガス, 毒性ガス及び酸素ガス)を収納するシリンダーキャビネット及びその関連設備について, 高圧ガスの使用, 保管に関する安全性の維持と向上を目的とし, 高圧ガス保安法, 一般高圧ガス保安規則等に基づき点検を行う。

※シリンダーキャビネット及びその関連設備とは,

- ①シリンダーキャビネット本体
- ②シリンダーキャビネットの構成機器(緊急遮断装置, ガス漏えい検知警報設備, 減圧弁等)
- ③シリンダーキャビネット内の緊急遮断装置と連動する装置付帯及び室内のガス漏えい検知警報設備
- ④室内排気ダクトまでの配管
- ⑤減圧弁二次側から装置手前ストップ弁及びストップ弁までの配管
- ⑥地下2階COガス及びH2ガス漏えい検知警報設備

### 2. 期限

平成30年3月31日

### 3. 場所

地方独立行政法人京都市産業技術研究所

(下京区中堂寺栗田町9-1 京都リサーチパーク西地区9号館内)

### 4. 点検設備

点検シリンダーキャビネット及びその関連設備は, 別添1及び2の点検設備一覧表に記載。

### 5. 点検等内容

- (1)シリンダーキャビネット及びその関連設備に腐食, 損傷, 変形及びその他の異常のないことを確認する。(取付け位置, 方向等を含む。)
- (2)シリンダーキャビネット内と室内との差圧の点検を行う。
- (3)シリンダーキャビネットの構成機器(緊急遮断装置, ガス漏えい検知警報設備, 減圧弁等)が有する機能(連動機能も含む)についての作動点検を行う。
- (4)緊急遮断装置, ガス漏えい検知警報設備は, 各点検ガス種の校正ガスによる擬似発報での正常な機器作動確認を行い, 標準警報設定値(1・2段目%LEL)・校正ガス(調整値)・応答速度(秒)などの点検を行う。

- (5) シリンダーキャビネットの構成機器と各装置との信号取合い、連動動作は、各装置メーカーを通じ事前に仕様確認を行い、必要に応じ装置メーカーによる作動確認を行う。
- (6) シリンダーキャビネット内の高圧ガスの通る部分の耐圧性能点検を行う。(使用ボンベ圧の1.5倍を加圧し、ゲージの表示圧力安定を確認後、20分間放置。)
- (7) 減圧弁二次側から装置手前ストップ弁及びストップ弁までの配管の気密性能点検を行う。(使用圧力の1.1倍を加圧し、ゲージの表示圧力の安定確認後、12時間放置。)
- (8) 配管継手部のヘリウムリークディテクターによるヘリウム真空吹き付け法によるリーク点検を行う。
- (9) 各種ガス漏えい検知センサーは、別添2の点検設備一覧表の「ガスセンサー要交換」の項に◎の記載のあるセンサーは交換を行う。
- (10) 4F403(窯業機器分析室)に設置するC2H6用2段減圧弁(認定品)の交換を行う。
- (11) 各点検の点検成績書の提出をする。